

議案第80号

みよし市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

みよし市空家等対策協議会条例（令和5年みよし市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市空家等対策協議会条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定により、みよし市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。</p> <p>(1) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定により、みよし市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) 略</p>